

## 契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、徳島県立あすたむらんど広告事業（看板●）の実施について次のとおり契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （業務）

第2条 乙は、徳島県立あすたむらんど内において、甲が指定する場所に広告の掲示を希望する者及び広告物の配付を行う者の募集、広告掲載及び広告物配付に係る運営、調整等を行うものとし、甲はこれを承諾する。

- 2 乙は、この契約書のほか、徳島県広告事業実施要領、徳島県立あすたむらんど広告事業基準及び徳島県立あすたむらんど広告事業入札仕様書（以下「要領等」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の募集、広告の掲示、広告物の配付等に係る業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 乙は、甲の指示に従い、正確、迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。
- 4 甲は、広告内容や広告物配付等に関する一切の責任を負わない。

### （広告掲示の方法）

第3条 甲が指定した場所に広告掲示を行うため、乙が広告掲示を募集した民間事業者等（以下「広告主」という。）は、指定した場所にペイント又はシールの添付（以下「ペイント等」という。）を行うことができる。

- 2 ペイント等は契約期間終了時までに原状回復しなければならない。

### （契約期間）

第4条 乙が業務を行うことができる期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、徳島県立あすたむらんど内での広告掲載は、令和8年4月1日からとする。

### （広告掲示の時期）

第5条 ペイント等（原状回復する場合も含む。）は原則として、徳島県立あすたむらんどの休園日に実施する。したがって、契約期間満了により原状回復する場合は、令和9年3月25日までに原状回復しなければならない。

### （広告料）

第6条 広告料は、金 円とする（うち消費税及び地方消費税の額  
金 円）。

- 2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、契約期間終了時に適用されている税率に基づき計算された額である。税率の改定その他の理由により算定方法に変更が生じた場合は、変更されるものとする。

### （広告物の配付）

第7条 甲は、要領等の規定に基づき、広告主に対し、2回以内の広告物の配付を承諾す

る。

2 広告物の配付は、広告掲示の付隨的広告であり、広告主以外は行うことができない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に委託するときは、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(機密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならぬ。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生時の報告)

第11条 乙は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(監督及び法令上の責任)

第12条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働災害補償保険法その他の関係法令上の全ての責任を負わなければならない。

(法令の遵守)

第13条 乙は、甲が提示する関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。

(広告料の支払)

第14条 広告料の納付については、別紙納付計画表に従い、甲の発行する納入通知書により乙が納付するものとする。

2 甲は、乙が前項の支払期日までに広告料を支払わない場合は、当該未支払額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年率5.0パーセントの延滞金の支払を請求することができる。なお、支払が確認されるまでの間、広告の掲載及び広告物の配付を停止するものとする。

3 前項の延滞金が100円未満であるときは、これを徴収しない。

(広告作成及び広告物配付の経費等)

第15条 業務に要する経費は乙が負担するものとする。

2 広告原稿及び配付予定の広告物（以下「広告の内容」という。）は、原則として、当該広告の掲載開始日から起算して10日前の日までに、甲が指定した場所に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された広告内容及び広告主について審査を行う。乙は、甲が承認しない業務は実施できない。

(広告内容の修正等の指示)

第16条 甲は、広告の内容が要領等の規定に反すると判断したときは、いつでも乙に対して広告の内容の修正等を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく指示を行ったときは、必要に応じて、広告の内容の修正等が完了するまでの間、業務を一時中止することができる。

(広告内容の変更)

第17条 乙は、事業の実施期間内において、広告の内容を変更することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、甲にあらかじめ協議するものとし、第15条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正等の指示は、第16条の規定を準用する。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条第1項に規定する期日までに広告料の納付がないとき。
  - (2) 乙が、この契約に違反したとき。
  - (3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が広告事業を継続することが適切でないと判断したとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(広告料の返還)

第19条 甲は、徴収した広告料は返還しないものとする。ただし、返還することが適當であると甲が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において返還する金額は、日割計算により算出するものとする。なお、当該返還する金額には利息を附さない。

(損害賠償)

第20条 乙は、広告の内容及び広告物の配付行為について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 乙は、本事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(調査及び報告)

第21条 甲は、乙に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

**(管轄裁判所)**

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

**(その他)**

第24条 この契約に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は甲が定める。

**(疑義等の決定)**

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議をして定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後藤田正純

乙 ○○市・  
○○○  
代表取締役 ○○○○

別 紙

納 付 計 画 表

件名：徳島県立あすたむらんど広告事業（看板　　）に係る広告料

| 納付期限等     | 納付金額 | 備考 |
|-----------|------|----|
| 令和8年4月30日 | 円    |    |